

令和5年6月13日
総務部経理課

議決を得た契約の契約変更について

1 契約件名 仙台堀川公園改修工事（B - 5）請負契約

2 変更理由

本案は、令和4年第2回区議会定例会で議決を得た仙台堀川公園改修工事（B - 5）請負契約において、地中障害物に伴う施工方法の変更による増額及び工期の延長のほか、鋼材類の価格の急激な変動に対処するための単品スライド条項（工事請負契約書第26条第5項）、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項（工事請負契約書第26条第6項）の運用に伴う契約金額の増額を行うものである。

3 変更内容

（1）契約金額

変更前の金額	456,349,300円
変更後の金額	539,600,600円
差額	83,251,300円

【差額の内訳】

- ① 地中障害物に伴う施工方法変更に係る増額
48,436,300円
- ② インフレスライド条項運用に係る増額
7,403,000円
- ③ 単品スライド条項運用に係る増額
27,412,000円

（2）工期

変更前の工期	令和4年6月30日から令和5年7月20日まで
変更後の工期	令和4年6月30日から令和5年10月31日まで

4 契約の相手方

東京都江東区佐賀一丁目11番11号
新日本工業株式会社
代表取締役 小林 盛

地中障害物



施工方法の変更（先行削孔工法）

